

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第1節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1－4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからヘまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)とし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部(税関用1部、会計検査院用1部)提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ E P A税率(経済連携協定(暫定法第7条の7に規定する経済連携協定をいう。)における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。)の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令(昭和29年政令第150号)第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書(この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第4項及び第8項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。)又は特恵税率(暫定法第8条の2第1項又は第3項に規定する税率をいう。以下同じ。)の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令(昭和</p>	<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第1節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1－4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからヘまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)とし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部(税関用1部、会計検査院用1部)提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ E P A税率(経済連携協定(暫定法第7条の7に規定する経済連携協定をいう。)における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。)の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令(昭和29年政令第150号)第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書(この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第4項及び第8項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。)又は特恵税率(暫定法第8条の2第1項又は第3項に規定する税率をいう。以下同じ。)の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令(昭和</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																								
<p>35年政令第69号) 第27条第1項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第61条第1項第2号イ(2)に規定する締約国原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達68-5-11の4の規定に準じて行うものとし、<u>同項(2)ホ(1)</u>の完全に得られる产品又は完全に生産される产品的場合には、輸入申告書の記事欄に「EPA WO」の入力を行うものとする。</p> <p>ニ～ト (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>35年政令第69号) 第27条第1項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第61条第1項第2号イ(2)に規定する締約国原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達68-5-11の4の規定に準じて行うものとし、<u>同項(2)ハ(1)</u>の完全に得られる产品又は完全に生産される产品的場合には、輸入申告書の記事欄に「EPA WO」の入力を行うものとする。</p> <p>ニ～ト (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>																																								
(別表) 汎用申請対象手続一覧	(別表) 汎用申請対象手続一覧																																								
【監視関係】	【監視関係】																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">手続名称</td><td style="width: 50%;">根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>国際基幹航路届出</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>積荷情報事前報告（外国貿易船）</td><td>関法第15条の2第2項</td></tr> <tr> <td>積荷情報事前報告（外国貿易機）</td><td>関法第15条の2第2項</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>積荷目録提出（出港）（外国貿易機）</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>船舶国籍証書等の提示</td><td>関法第15条第3項</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>外貨船機用品積込（包括）訂正申出</td><td>(省略)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	国際基幹航路届出	(省略)	積荷情報事前報告（外国貿易船）	関法第15条の2第2項	積荷情報事前報告（外国貿易機）	関法第15条の2第2項	(省略)	(省略)	積荷目録提出（出港）（外国貿易機）	(省略)	船舶国籍証書等の提示	関法第15条第3項	(省略)	(省略)	外貨船機用品積込（包括）訂正申出	(省略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">手続名称</td><td style="width: 50%;">根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
手続名称	根拠法令等																																								
(省略)	(省略)																																								
国際基幹航路届出	(省略)																																								
積荷情報事前報告（外国貿易船）	関法第15条の2第2項																																								
積荷情報事前報告（外国貿易機）	関法第15条の2第2項																																								
(省略)	(省略)																																								
積荷目録提出（出港）（外国貿易機）	(省略)																																								
船舶国籍証書等の提示	関法第15条第3項																																								
(省略)	(省略)																																								
外貨船機用品積込（包括）訂正申出	(省略)																																								
手続名称	根拠法令等																																								
(同左)	(同左)																																								
(同左)	(同左)																																								
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																								
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																								
(同左)	(同左)																																								
(同左)	(同左)																																								
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																								
(同左)	(同左)																																								
(同左)	(同左)																																								

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
内貨機用品積込承認申告（包括）	関法第23条第2項 関基23-13(2)	内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第23条第2項 関基23-13(2)
内貨機用品積込（包括）訂正申出	関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4(3)口を準用）	内貨船機用品積込（包括）訂正申出	関法第23条第2項 関基23-13(2)（関基23-4(3)口を準用）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
とん税納付前出港承認申請	（省略）	（同左）	（同左）
不開港出入許可申請（船舶）	関法第20条第1項 関令第18条第1項 関基20-6(1)	（新規）	（新規）
不開港出入許可申請（手数料免除）	関法第20条第1項 関法第101条第3項 関令第18条第1項 関基20-6(1) 関基101-2(1)～(4)	（新規）	（新規）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
滅却（廃棄）承認申請（船機用品）	（省略）	（同左）	（同左）
見本持出許可申請（本船・はしけ）	関法第32条 関基32-1	（新規）	（新規）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
支払手段等の携帯輸出・輸入申告	（省略）	（同左）	（同左）
内国貨物運送申告（税関空港間を除く航空機による運送に限る）	関法第66条 関令第57条（関令第53条第1項及び第2項を準用） 関基66-2	内国貨物運送申告	関法第66条 関令第57条（関令第53条第1項及び第2項を準用） 関基66-2
証明書類交付申請（監視）	（省略）	（同左）	（同左）
船積確認書類の提示（システム障害時用）	関法第16条第2項 関達63-17(1) 関達63-18 関達67-1-20	（新規）	（新規）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】		【通關・收納・評價・關稅鑑查官・通關業監督官・訟務關係】	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>在宅勤務・サテライトオフィス勤務に係る申出</u>	業基8-4、8-6	<u>在宅勤務の開始・終了の申出</u>	業基8-4
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
【保税関係】			
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
保税台帳電磁的記録保存届出	(省略)	(同左)	(同左)
<u>内部監査結果提出</u>	関基34の2-9 定率基13-5 暫定基9の2-5	(新規)	(新規)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>貨物収容能力増減等の届(含:改築移転・工事)(保税蔵置場)</u>	関法第44条第1項 関令第37条 関基44-2、関基50-2(関基44-2を準用)	<u>保税地域収容能力等変更届出(保税蔵置場)</u>	関法第44条第1項 関令第37条 関基44-2、関基50-2(関基44-2を準用)
<u>貨物収容能力増減等の届(含:改築移転・工事)(保税工場)</u>	関法第61条の4(関法第44条第1項を準用) 関令第50条の2(関令第37条を準用) 関基61の4-9(関基44-2を準用)、関基61の5-1(関基44-2を準用)	<u>保税地域収容能力等変更届出(保税工場)</u>	関法第61条の4(関法第44条第1項を準用) 関令第50条の2(関令第37条を準用) 関基61の4-9(関基44-2を準用)、関基61の5-1(関基44-2を準用)
<u>貨物収容能力増減等の届(含:改築移転・工事)(保税展示場)</u>	関法第62条の7(関法第44条第1項を準用) 関令第51条の8(関令第37条を準用) 関基62の7-3(関基44-2を準用)	<u>保税地域収容能力等変更届出(保税展示場)</u>	関法第62条の7(関法第44条第1項を準用) 関令第51条の8(関令第37条を準用) 関基62の7-3(関基44-2を準用)
<u>貨物収容能力増減等の届(含:改築移転・工事)(総合保税地)</u>	関法第62条の15(関法第44条第1項を準用) 関令第51条の15(関令第37条を	<u>保税地域収容能力等変更届出(総合保税地)</u>	関法第62条の15(関法第44条第1項を準用) 関令第51条の15(関令第37条を

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>域)</u>	準用) 関基62の15-1（関基44-2を準用）		準用) 関基62の15-1（関基44-2を準用）
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)